

中分類 25 — 家具及び建具製造業

總 說

この中分類は、使用材料を問わず、家庭用及び事務用家具（和式及び洋式を含む）宗教用家具、戸、障子、襖、陽よけ、竹すだれ等の製造に従事する事業所をいう。主として個人の注文による家具、建具の製造又は改造、修理等に従事する事業所は製造業としない。

小分類 細分類
番 號 番 號

251 家庭用及び事務用家具製造業

2511 和家具製造業

主として和家具の製造に従事する事業所をいう。その製品の主なものは箆笥、鏡臺、和机、食卓、水屋、木製火鉢等である。

○和家具製造業；指物製造業；箆笥製造業；長持製造業；鏡臺製造業；和机製造業；座卓製造業；水屋製造業；蠅張製造業；指物火鉢製造業

2512 洋家具製造業（金属製家具を除く）

主として洋家具（金属製家具、敷物及び寢臺のバネを除く）の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は客間、居間に用いる洋家具ラヂオ用木製箱、ミンシヤ臺、食器戸棚、書架、育児用洋家具等である。

又學校、集會所、圖書館に用いる家具、輸送設備、研究室、病院、その他専門用のために特に考案された研究室用テーブル、手術臺等の製造に従事する事業所も本分類に分類される。

主として金属製家具を製造する事業所は細分類 2513—金属家具製造業に、敷物を製造する事業所は小分類 227—絨毯その他の床敷物製造業に、寢臺のバネを製造する事業所は小分類 347—線材製品製造業に分類される。

○洋家具製造業（木製のもの）；テーブル製造業；椅子製造業（木製のもの、折たゝみ椅子を含む）；應接セット製造業（木製のもの）；船舶用木製家具製造業；學校用木製家具製造業；寢臺製造業（木製のもの）；ラヂオキャビネット製造業（木製のもの）；ミンシヤ臺製造業；洋式戸棚製造業（木製のもの）；専門用家具製造業（木製のもの）；書棚製造業（木製のもの）；病院用木製家具製造業；藥品棚製造業（木製のもの）；玉突臺製造業

2513 金属家具製造業

中分類25—家具及び建具製造業

主として金属家具を製造する事業所をいう。

○金属製家具製造業； キャビネット製造業（金属製のもの）； 椅子製造業（金属製のもの）； 寝臺製造業（金属製のもの）

2514 寝臺用敷布団及びスプリング製造業

主として寝臺用マット（多孔質ゴム及び箱スプリングを含む）、寝臺、寝椅子、クッション等の組スプリング、スプリングクッションを製造する事業所をいう。個々のスプリングを製造する事業所は本分類に含まれず、小分類347—線材製品製造業に分類される。

○寝臺用マット製造業； 組スプリング製造業（クッション用のもの）； スプリングクッション製造業； マットレス製造業

252 宗教用具製造業

2321 宗教用具製造業

主として宗教用具の製造に従事する事業所をいう。その主な製品は佛壇、神棚及びその附属品等である。

○佛具製造業； 神佛具製造業； お宮製造業； 御輿製造業

259 その他の家具及び建具製造業

2591 事務所用及び店舗用建具製造業

主として木材、金属又はその他の材料で陳列棚、陳列ケース、事務所や商店用の備品及びこれに類似の製品、たとえばバーの道具、電話ボックス、事務所用衝立、肉屋の設備、ロッカー、陳列網棚、陳列臺、店や食堂の窓受けを製造する事業所をいう。但し、冷蔵庫を製造する事業所は小分類358—サービス用及び家庭用器具製造業に、又主として金庫及び金庫中箱の製造に従事する事業所は小分類349—各種金属製品製造業に分類される。

○陳列棚製造業（網棚及び臺を含む）； 事務所用備品製造業（事務用椅子、机、書類棚、事務所用衝立、事務所用電話ボックス等）； ロッカー製造業

×冷蔵庫製造業； 金庫中箱製造業

2592 襖及び戸障子製造業

主として襖、障子、雨戸、格子戸の製造に従事する事業所をいう。

○建具製造業（主としてフスマ、戸、障子等の製造をするもの）； 戸障子製造業； 襖骨製造業； 欄間製造業

91
2553 窓扉用日除製造業

使用材料のいかんを問わず、主としてヨロイ戸、カーテン及びその部品、附属品の製造に従事する事業所をいう。

ベニヤンブラインドの製造に従事する事業所も本分類に含まれる。

中分類25—家具及び建具製造業

○日除製造業（部品及び附属品の製造を含む）；ブラインド製造業（部品及び附属品の製造を含む）；鋳戸製造業；カーテン製造業（カーテン，カーテンの部品，附属品）

2594 日本屏風，衣桁及び簾製造業

主として屏風，衣桁及び簾，衝立，掛軸等を製造する事業所をいう。但し，主として事務所用衝立の製造に従事する事業所は細分類 2591 事務所用及び店舗用建具製造業に分類され，又個人の注文によつて作る，いわゆる表具屋は大分類G一卸賣及び小賣業に分類される。

○屏風製造業；衣桁，衝立製造業（事務所用衝立を除く）。簾製造業；掛軸製造業（業務用，廣告用等の掛軸を製造するもの）

×事務所用衝立製造具；表具業（個人の注文により製造するもの）

2599 他に分類されない家具及び建具製造業

主として他に分類されない家具及び建具を製造する事業所をいう。

○竹製家具製造業；籐製家具製造業；杞柳製家具製造業